

2026年5月29日

株主各位

東京都中央区日本橋兜町7番1号
株式会社証券保管振替機構
取締役兼代表執行役社長 中村 明雄

第25回定時株主総会招集御通知

拝啓 平素は、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、御出席くださいますよう御通知申し上げます。

なお、本定時株主総会に御出席願えない株主の皆様につきましては、書面をもって議決権を行使することができますので、御手数ながら後記の株主総会参考書類を御検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を御表示いただき、2026年6月12日（金曜日）午後5時までに当社に到着するよう御返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2026年6月15日（月曜日）午後4時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 7階（当社会議室） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第25期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に関する事業報告及び
計算書類報告の件
2. 第25期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に関する連結計算書類
並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項
議案 | 取締役13名選任の件 |

以 上

○当日御出席の際には、御手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に御提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人の資格は、定款の定めにより株主である会社等の取締役、理事、執行役員若しくは使用人（1名）又は議決権を行使することができる他の株主1名に限られますので、代理人が御出席される場合には、代理権を証する書面（委任状（株主の届出印が押印されているもの）、委任する株主の議決権行使書）のほか、上記の地位のいずれかに該当することを示すもの（「議決権を行使することができる他の株主」である場合には、代理人御自身の議決権行使書）を会場受付に御提出ください。

なお、本通知の添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jasdec.com>）に掲載させていただきます。

○本定時株主総会の決議事項に関する決議の結果は、書面による決議通知の御送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載いたしますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役13名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数 (株)
1	なか むら あき お 中 村 明 雄 (1955年7月21日)	1978年4月 大蔵省（現財務省）入省 2010年7月 財務省理財局長 2011年8月 財務省退官 2011年10月 株式会社損保ジャパン総合研究所（現SOMPO インスティテュート・プラス株式会社）理事長 2013年3月 弁護士登録 田辺総合法律事務所特別パートナー（非常勤） （現任） 2015年6月 東京センチュリーリース株式会社（現東京セン チュリー株式会社）社外取締役（～2017年6月） 2016年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現株式会社 NTTデータグループ）常勤監査役 2018年6月 東京センチュリー株式会社社外取締役（現任） 2018年11月 当社特別顧問 2019年4月 同 代表執行役社長 株式会社ほふりクリアリング代表取締役社長（現 任） 2019年6月 当社取締役兼代表執行役社長（現任）	—
2	た ばた あつし 田 端 厚 (1965年1月7日)	1988年4月 東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所）入 所 2016年4月 株式会社日本取引所グループ執行役 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社大阪取引所執行役員 2022年4月 株式会社日本取引所グループ常務執行役 2025年4月 当社常務執行役 株式会社ほふりクリアリング常務取締役（現任） 2025年6月 当社取締役兼常務執行役（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	い い む ら し ゅ う や 飯村修也 (1964年2月13日)	1987年4月 東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所）入所 2010年6月 株式会社東京証券取引所派生商品部長 2014年3月 株式会社大阪取引所市場企画部長 2016年6月 日本証券金融株式会社常勤監査役 2018年8月 株式会社インテリックス社外監査役 2019年6月 日本証券金融株式会社取締役 2023年6月 当社取締役（現任） 株式会社ほふりクリアリング監査役（現任）	—
4	い け だ か ず や 池田和矢 (1971年2月13日)	1993年4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2021年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 2023年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2025年4月 株式会社三井住友銀行専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 2025年6月 当社取締役（現任） 2026年4月 株式会社三井住友銀行専務執行役員（現任） 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員（現任）	—
5	※ い し づ と も の り 石津知則 (1974年5月2日)	1997年4月 日本証券業協会入社 2019年7月 同 政策本部証券税制部長 2021年7月 同 政策本部企画部長 2024年7月 同 社会連携本部長（現任）	—
6	※ い た に む ね ひ ろ 井谷宗弘 (1977年10月18日)	2000年4月 野村証券株式会社（現野村ホールディングス株式会社）入社 2025年4月 野村証券株式会社執行役員業務企画兼オペレーション担当 野村ビジネスサービス株式会社取締役（非常勤）（現任） 2025年6月 日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社取締役（非常勤）（現任） 2026年4月 野村ホールディングス株式会社執行役員グローバル・オペレーションジョイント・ヘッド（現任） 野村証券株式会社執行役員オペレーション兼ウェルネス・マネジメントIT担当（現任）	—
7	か わ い ひ ろ き 川井洋毅 (1967年4月20日)	1990年4月 東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所）入所 2017年4月 株式会社東京証券取引所執行役員 2023年4月 同 常務執行役員 2025年4月 株式会社日本取引所グループ常務執行役（現任） 株式会社日本証券クリアリング機構取締役（現任） 2025年6月 当社取締役（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
8	かわくぼ じゅん 川久保 淳 (1970年3月5日)	1992年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 2016年4月 日本マスタートラスト信託銀行株式会社投資信託部長 2019年4月 同 業務統括部長 2021年12月 同 取締役（非常勤）（現任） 三菱UFJ信託銀行株式会社インベスターサービス事業部長 2025年4月 同 執行役員受託財産副部門長・国内インベスターサービス事業部長、国内インベスターサービス事業部長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員受託財産企画部長（特命担当） 2025年6月 当社取締役（現任） 2026年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務執行役員受託財産副部門長・国内インベスターサービス事業部長（国内インベスター事業部、インベスターサービス営業部）、国内インベスターサービス事業部長（現任） 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員受託財産企画部部長（特命担当）（現任）	—
9	かわむらゆうすけ 川村 雄介 (1953年12月5日)	1977年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社 2000年4月 長崎大学経済学部教授 2010年4月 株式会社大和総研専務理事 2012年4月 同 副理事長 2017年6月 三井製糖株式会社（現DM三井製糖株式会社）社外取締役（現任） 2019年4月 株式会社大和総研特別理事 日本証券業協会特別顧問 2020年4月 一般社団法人グローバル政策研究所代表理事（現任） 2020年6月 当社取締役（現任） 2021年3月 キヤノン株式会社社外取締役（現任） 2024年6月 株式会社商工組合中央金庫社外取締役（現任）	—
10	くぼたまさかず 久保田 政一 (1953年5月26日)	1976年4月 社団法人経済団体連合会（現一般社団法人日本経済団体連合会）事務局入局 2006年5月 同 常務理事 2008年6月 当社取締役（現任） 2009年5月 社団法人日本経済団体連合会専務理事 2012年3月 一般社団法人日本経済団体連合会専務理事 2014年6月 同 事務総長 2021年6月 同 副会長・事務総長（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
11	※ さとう じゅんや 佐藤 淳也 (1975年12月2日)	1998年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社 2025年4月 株式会社大和証券グループ本社IT・オペレーション担当役員付部長 大和証券株式会社IT・オペレーション担当役員付部長 2026年4月 株式会社大和証券グループ本社執行役員（現任） 大和証券株式会社執行役員（現任） 株式会社大和総研取締役（非常勤）（現任）	—
12	※ なかの ひさと 中野 久里 (1971年1月18日)	1993年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 2021年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員 2024年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（現三井住友トラストグループ株式会社）執行役員兼執行役員 2025年4月 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員（現任） 三井住友トラストグループ株式会社執行役員兼執行役員 2026年4月 同 執行役員常務（現任） 株式会社日本カストディ銀行取締役（非常勤）（現任）	—
13	※ まさもと けん 正本 健 (1972年8月7日)	2024年9月 株式会社みずほ銀行執行役員 2025年4月 同 執行役員グローバルコーポレート&インベストメントバンキング共同部門長兼グローバルトランザクションユニット副ユニット長 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員グローバルトランザクションユニット副ユニット長 2026年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員グローバルトランザクションユニット長（現任） 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員グローバルトランザクションユニット長（現任）	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任候補者です。
3. 取締役候補者飯村修也氏、池田和矢氏、石津知則氏、井谷宗弘氏、川井洋毅氏、川久保淳氏、川村雄介氏、久保田政一氏、佐藤淳也氏、中野久里氏及び正本健氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者に該当することとなります。
4. 飯村修也氏、池田和矢氏、石津知則氏、井谷宗弘氏、川井洋毅氏、川久保淳氏、川村雄介氏、久保田政一氏、佐藤淳也氏、中野久里氏及び正本健氏は、利用者たる株主を代表する立場又は当社と直接かつ重要な利害関係を有しない独立した立場から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の実効性強化に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。
5. 取締役候補者飯村修也氏、池田和矢氏、川井洋毅氏、川久保淳氏、川村雄介氏及び久保田政一氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定です。また、取締役候補者石津知則氏、井谷宗弘氏、佐藤淳也氏、中野久里氏及び正本健氏の選任が

承認された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定です。

責任限定契約の概要は、次のとおりです。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令が規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

6. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期途中である2026年8月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定です。

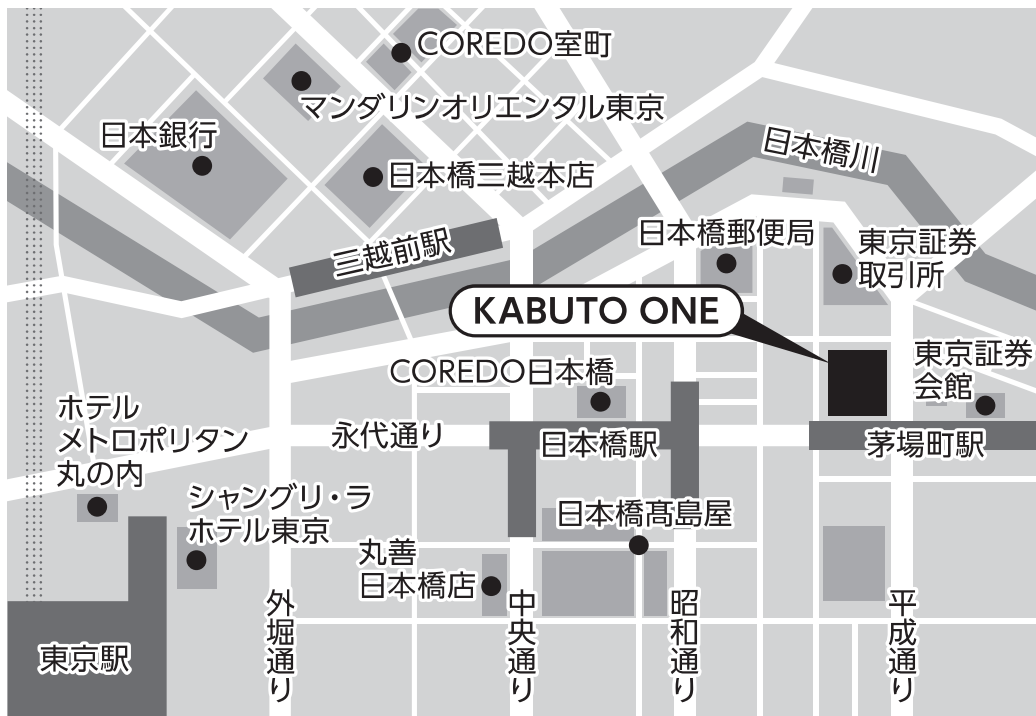
以 上

第25回定時株主総会会場御案内略図

東京都中央区日本橋兜町7番1号

KABUTO ONE 7階（当社会議室）

電話 03-3661-0161（代表）



◆東京メトロ東西線・日比谷線 茅場町駅11番出口

- 本定時株主総会に御出席される場合には、会場となるビルの入館手続きが必要となりますので、事前に当社までご連絡ください。
- 株主総会当日は、駐車場を御用意しておりませんので、あらかじめ御了承ください。

(第25回定時株主総会招集御通知添付書類)

第25期報告書

事業年度
(第25期)

自 2025年4月1日
至 2026年3月31日

事業報告
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
会計監査人の監査報告書 謄本
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
監査委員会の監査報告書 謄本

株式会社 証券保管振替機構

(添付書類)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

I. 当社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

我が国の金融・資本市場を支える決済インフラの担い手としての責任を果たし、高い信頼性、利便性及び効率性を備えた決済インフラを継続して安定的に提供すべく、事業を運営してまいりました。

当事業年度における業績等は、次のとおりです。

【財産及び損益の状況の推移】

項目	第 22 期 (2023年3月期)	第 23 期 (2024年3月期)	第 24 期 (2025年3月期)	第 25 期 (2026年3月期) (前事業年度比)
営業収益(百万円)	22,140	23,199	22,838	24,894 (9.0%増)
営業利益(百万円)	5,478	6,011	3,542	5,943 (67.8%増)
経常利益(百万円)	5,650	6,190	3,778	6,437 (70.3%増)
当期純利益(百万円)	3,898	4,299	2,704	4,582 (69.5%増)
1株当たり当期純利益(円)	458,660.18	505,798.52	318,123.15	539,136.84 —
総資産(百万円)	71,264	75,011	75,264	81,446 —
純資産(百万円)	66,394	69,674	71,358	74,920 —

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しています。

【業務別の収益状況】

制 度	収益状況	(前事業年度比)	備 考
株式等振替制度	17,347百万円	(8.9%増)	当事業年度における株式市場の売買高の増加等に伴い増収となりました。
短期社債振替制度	637百万円	(2.7%増)	—
一般債振替制度	1,146百万円	(1.9%減)	—
投資信託振替制度	1,714百万円	(1.0%減)	—
決済照合システム	3,327百万円	(21.1%増)	当事業年度における株式市場の売買高の増加等に伴い増収となりました。
外国株券等保管振替決済制度	212百万円	(51.9%増)	主に一部銘柄の保管残高増加により増収となりました。

【当事業年度の振替等利用件数】

制 度	当事業年度末	(前事業年度末比)
株式等振替制度	1億5,139万件	(1,968万件増)
短期社債振替制度	14万件	(2万件増)
一般債振替制度	38万件	(6万件増)
投資信託振替制度	1,222万件	(50万件増)
決済照合システム	2億3,159万件	(4,568万件増)
外国株券等保管振替決済制度	15万件	(1万件増)

(注) 決済照合システムについては、「取扱データ件数(入力)」を記載しております。

2. 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は7,893百万円です。

3. 対処すべき課題

当社は、2025年3月28日開催の取締役会にて、2025年度から2027年度を対象とする中期経営計画を決定しました。

本中期経営計画について、次のとおり<3つの基本方針>を定め、業態横断的プラットフォームの担い手として、資本市場の構造変化に伴う利用者の課題解決をリードする存在となるべく、具体的な施策に取り組みます。

<3つの基本方針>

方針1. 金融市場インフラとしての当社の使命の確実な遂行

- ・金融市場の重要基盤である決済インフラとして、信頼性及び効率性の高い証券決済サービスを提供するため、適時適切なシステム更改や制度対応を確実に行うとともに、持続的な事業運営に向けた業務の最適化、リスク管理やBCPの充実に取り組みます。

方針2. 環境変化や社会的要請を踏まえた挑戦と進化

- ・デジタル化・グローバル化の進展や社会的要請を踏まえ、資本市場の機能向上や業界横断での更なる効率化に向けて、当社のネットワーク基盤や新たなデジタル技術の活用の検討など将来を見据えた課題に積極的に取り組みます。

方針3. 持続的な人的・組織的基盤の構築

- ・持続的な事業運営に必要な人材を確保したうえで、組織として高いパフォーマンスを発揮するため、人材の育成、協働・挑戦する組織文化の醸成、社員の会社への愛着・貢献意欲の向上に取り組みます。

4. 主要な事業内容

当社の主な事業内容は、次のとおりです。

- (1) 株式等振替業務
- (2) 短期社債振替業務
- (3) 一般債振替業務
- (4) 投資信託振替業務
- (5) 決済照合業務
- (6) 外国株券等保管振替決済業務
- (7) その他業務

5. 主要な事業所及び従業員の状況

(1) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
大 阪 事 務 所	大 阪 府 大 阪 市 北 区

(2) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
279名	13名増	41.2歳	11.73年

- (注) 1. 従業員数には、他社から当社への出向者（31名）及び嘱託社員（3名）が含まれています。
2. 当社から株式会社ほふりクリアリングへ出向している従業員（8名）は含まれていません。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況
該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ほふりクリアリング	百万円 1,000	% 100.00	金融商品債務引受業等

7. 前各号に掲げるもののほか、当社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

II. 株式に関する事項

- | | |
|-------------|---------|
| 1. 発行可能株式総数 | 20,000株 |
| 2. 発行済株式総数 | 8,500株 |
| 3. 株主数 | 111名 |
| 4. 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 取 引 所 グ ル ー プ	2,110 <small>株</small>	24.82 <small>%</small>
日 本 証 券 業 協 会	1,068	12.56
野 村 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	485	5.70
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	425	5.00
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	425	5.00
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	425	5.00
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	424	4.98
大 和 証 券 株 式 会 社	360	4.23
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	328	3.85
シ テ ィ グ ル ー プ 証 券 株 式 会 社	321	3.77

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の状況（2026年3月31日現在）

(1) 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 兼 代 表 執 行 役	中 村 明 雄	指名委員 (委員長)	株式会社ほふりクリアリング代表取締役社長 東京センチュリー株式会社社外取締役
取 締 役 兼 常 務 執 行 役	田 端 厚		株式会社ほふりクリアリング常務取締役
取 締 役	飯 村 修 也	監査委員(常勤) (委員長)	株式会社ほふりクリアリング監査役
取 締 役	池 田 和 矢		株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務 執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員
取 締 役	川 井 洋 毅	指名委員	株式会社日本取引所グループ常務執行役 株式会社日本証券クリアリング機構取締役
取 締 役	川久保 淳	報酬委員	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員 日本マスタートラスト信託銀行株式会社取締役 (非常勤)
取 締 役	川 村 雄 介	監査委員	一般社団法人グローバル政策研究所代表理事 DM三井製糖株式会社社外取締役 キャノン株式会社社外取締役 株式会社商工組合中央金庫社外取締役
取 締 役	久保田 政 一	報酬委員 (委員長)	一般社団法人日本経済団体連合会副会長・事務 総長
取 締 役	高 村 慎	監査委員	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員
取 締 役	堀 晃 雄	報酬委員	野村ホールディングス株式会社執行役員 野村証券株式会社執行役員
取 締 役	村 瀬 智 之		株式会社大和証券グループ本社執行役副社長 大和証券株式会社代表取締役副社長
取 締 役	森 本 健 一	指名委員	日本証券業協会常務執行役政策本部共同本部長

(注) 取締役のうち、飯村修也、池田和矢、川井洋毅、川久保淳、川村雄介、久保田政一、高村慎、堀晃雄、村瀬智之及び森本健一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(2) 執行役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行役社長	中 村 明 雄	総括、 内部監査室	前「(1) 取締役」参照
取締役兼 常務執行役	田 端 厚	管理部門、 CRO (リスク管理 統括責任者)、 CISO (情報 セキュリティ統括 責任者)	前「(1) 取締役」参照
常務執行役	鈴 木 康 史	業務部門	株式会社ほふりクリアリング常務取締役
常務執行役	藤 城 眞	企画部門	株式会社ほふりクリアリング常務取締役
常務執行役	坂 本 忍	システム部門、 CIO (システム 統括責任者)	
執 行 役	行 森 一 暢	業務部門及び システム部門 (大阪事務所に関する 業務に限る。大阪事 務所長を兼任する。)	株式会社ほふりクリアリング取締役

2. 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	15名	110百万円
(内 社 外 取 締 役)	(15名)	(94百万円)
執 行 役	6名	214百万円
合 計	21名	325百万円

- (注) 1. 支給人員には、当事業年度中に退任した取締役及び執行役を含んでいます。また、取締役と執行役の兼務者については、取締役の欄ではなく執行役の欄に記載しています。
2. 取締役と執行役の兼務者への支給額については、取締役としての報酬は取締役の欄に、執行役としての報酬は執行役の欄に記載しています。また、執行役への支給額には、2026年5月22日開催の報酬委員会において決議された役員賞与の額43百万円を含んでいます。
3. 当社の取締役及び執行役の報酬は、経営状況及び前事業年度の支給実績を勘案しつつ、当社の経営陣としての人材を確保することができる報酬内容とし、報酬委員会で決定します。

3. 社外役員に関する事項

(当事業年度における主な活動状況)

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	飯 村 修 也	当事業年度開催の取締役会及び監査委員会の全てに出席。主にこれまでの監査役の実験に基づき必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	池 田 和 矢	取締役就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会の全てに出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	川 井 洋 毅	取締役就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会及び指名委員会の全てに出席。主に金融商品取引所の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	川 久 保 淳	取締役就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会及び報酬委員会の全てに出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	川 村 雄 介	当事業年度開催の取締役会の8割及び監査委員会の7割に出席。主に学識経験者の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	久 保 田 政 一	当事業年度開催の取締役会の7割及び報酬委員会の全てに出席。主に経済界及び経済団体の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	高 村 慎	取締役就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会及び監査委員会の全てに出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	堀 晃 雄	当事業年度開催の取締役会及び報酬委員会の全てに出席。主に利用者たる株主である証券会社の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	村 瀬 智 之	当事業年度開催の取締役会の8割に出席。主に利用者たる株主である証券会社の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	森 本 健 一	当事業年度開催の取締役会及び指名委員会の全てに出席。主に利用者たる証券会社の業界団体の役職員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

17.6百万円

(注) 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、これらは相当であると判断したことから、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- (1) 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合、会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認めるときは、会計監査人を解任します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合又はより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

当社が「業務の適正を確保するための体制」（いわゆる内部統制システム）の整備に関する基本方針として取締役会にて決議した内容（2019年6月17日改訂）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容】

1. 当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役会が定める企業理念及び経営基本方針並びに執行役社長が定めるコンプライアンス基本方針をもって、当社の執行役及び社員並びに当社子会社の取締役及び社員（以下「当社グループの役職員」という。）が法令、当社グループの定款及び社内諸規程並びに社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - (2) 執行役社長は、適宜適切に社内諸規程の制定、見直しを行い、法令等遵守に係る社内体制を整備する。
 - (3) 当社は、当社ウェブサイト等を通じて当社グループの業務遂行状況等のディスクロージャーを積極的に行い、事業運営の透明性確保に努める。
 - (4) 執行役社長は、当社グループの役職員が法令等遵守上疑義のある行為等について社内及び社外の窓口へ直接情報提供できる手段（以下「コンプライアンス・ホットライン」という。）を設け、その適切な運用を図る。
 - (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で臨み、当社グループ全体で組織的に対応する。
 - (6) 当社は、監査委員会の委員と当社子会社の監査役が適切に連携することなどにより、当社グループ全体の業務遂行状況を監査する体制を整備する。
 - (7) 執行役社長は、自らが直轄する内部監査室を置くなどにより、当社グループ全体の内部監査を実施する体制を整備する。
2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、執行役の職務の執行に係る情報について、当社グループの役職員が法令、定款及び社内諸規程に従うとともに、特に、個人情報保護を含む情報セキュリティを確保するように配慮し、適切に保存及び管理を行うことを確保する。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社グループの役職員の職務の遂行等におけるリスク管理に関する基本的事項について、リスク管理基本方針を定めるとともに、定期的（年1回以上）又は臨時に、その有効性、妥当性等を検証し、必要と判断した場合には見直しを行うことにより、当社グループにおけるリスク管理体制の整備を推進する。

- (2) 当社は、委員の過半数を当社グループの業務を執行しない者で構成するリスク委員会を置き、取締役会に対して、当社グループに関するリスク全般について助言を行わせる。
 - (3) 当社は、当社グループにおけるリスク管理を統括する者としてチーフ・リスク・オフィサー（リスク管理統括責任者のことをいい、以下「CRO」という。）を置く。
 - (4) 当社は、CROを議長とし、当社グループの役職員が出席する統合リスク管理会議を設置し、定期的又は臨時に開催する。
 - (5) 統合リスク管理会議は、定期的又は臨時に、当社グループにおけるリスク管理状況を取締役に報告する。
 - (6) CROは、定期的又は臨時に、当社グループにおけるリスク管理状況をリスク委員会に報告する。
4. 当社の執行役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役会が決議すべき事項として定めた事項を除き、当社の業務執行の決定を執行役社長に委任する。
 - (2) 執行役社長は、業務分掌及び職務権限に関する社内規程を定め、分業体制による業務執行の専門化・高度化を図るとともに、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図る。また、当社は、当社子会社が当社に準じて意思決定手続の機動性を向上させるように努める。
 - (3) 当社は、執行役の全員で構成する執行役会を置き、当社グループの業務執行に関する重要事項について協議を行う。
 - (4) 当社は、当社グループ全体の中期経営計画並びに中期経営計画を具体化するための年度事業計画及び予算を策定する。
 - (5) 執行役社長は、中期経営計画、年度事業計画・予算の円滑な遂行に資するよう、当社グループ全体の経営資源を適切に配分し、情報を共有するなどにより、効率的な体制確保に努める。
 - (6) 執行役社長は、当社の業務執行における重要事項及び収支状況等について、定期的（3か月に1回以上）又は臨時に、取締役会に報告する。
 - (7) 当社は、定款に基づき、執行役の諮問に応じて業務運営に関する事項の検討を行う諮問委員会を置き、利用者本位の業務運営が行われることを確保する。また、当社は、当社子会社が当社に準じて利用者本位の業務運営を行うように努める。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社子会社の取締役会における決議事項及び報告事項その他当社子会社の業務執行における重要事項及び収支状況等について、適宜、当社子会社からの報告を受けることにより、当社子会社の状況を把握する。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査委員会の職務を補助すべき事務局として、監査委員会室を置くことにより、監査職務が円滑に行われることを確保する。
- (2) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の指揮命令に服する。

7. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査委員会室に所属する社員の異動及び考課等について、担当する執行役が監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員に事前に報告を行い、監査委員会室に所属する社員の執行役からの独立性を確保する。
- (2) 当社は、監査委員会室に所属する社員のうち、業務の執行に係る役職を兼務しない専任の者を置く。

8. 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 執行役は、取締役会その他監査委員会が選定した監査委員会の委員の出席する社内の重要な会議において、業務執行状況等を報告する。
- (2) 当社は、当社の取締役（監査委員会の委員である取締役を除く。）、当社子会社の監査役及び当社グループの役職員が当社グループに著しい損害が生ずるおそれがある事項を発見したときに直ちに監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員に報告する体制を確保する。
- (3) 当社は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員が必要と判断する場合に当社の取締役（監査委員会の委員である取締役を除く。）、当社子会社の監査役及び当社グループの役職員がその求めに応じ、随時、報告を行う体制を確保する。
- (4) 執行役社長は、コンプライアンス・ホットラインの適切な運用を維持することにより、当社グループにおける法令違反その他の法令等遵守上の問題についての監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員への適切な報告体制を確保する。
- (5) 当社は、前各号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会の委員の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について、会社法に基づき適切に行う。

10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員は、執行役社長との意見交換会を定期的又は臨時に開催する。
- (2) 監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員は、適宜、会計監査人と意見交換を行い、連携を図る。

【当該体制の運用状況の概要】

1. コンプライアンス体制

- ・監査委員会において、当社の常勤の監査委員が当社子会社である株式会社ほふりクリアリングの監査役を兼任することで、当社グループ全体の業務遂行状況を監査する体制を整備し、監査委員会監査及び子会社の監査役監査を実施。
- ・執行役社長直轄の内部監査室において、内部監査要員がグループ内兼務を行うことなどにより、当社グループ全体の内部監査を実施。

2. 情報の保存・管理体制

- ・サイバーセキュリティ基本方針の制定等、当社グループにおけるサイバーセキュリティに関する社内規程を整備。

3. リスク管理体制

- ・有事を想定した全社的なBCP訓練を定期的実施し、BCPの実効性を確保。

4. 効率的な職務執行体制

- ・2025年3月28日開催の取締役会にて決定した、中期経営計画（2025～2027年度）の3つの基本方針（「金融市場インフラとしての当社の使命の確実な遂行」「環境変化や社会的要請を踏まえた挑戦と進化」「持続的な人的・組織的基盤の構築」）の下、各施策を実施。2026年3月27日の取締役会にて、2026年度事業計画・予算を決定。

VI. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めていません。

VII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、資本の充実に留意しつつ、安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としています。

(御参考) 当社グループの状況

(1) 一般振替DVP制度の運営状況

一般振替DVP制度につきましては、当社の連結子会社である株式会社ほふりクリアリングがその運営を行っており、当事業年度のDVP振替件数は5,481万件（前事業年度比1,240万件増）となりました。

この結果、一般振替DVP業務に係る収益は、1,585百万円と前事業年度比332百万円(26.5%)の増収となりました。

(2) 株式会社ほふりクリアリングの資金調達の状況

株式会社ほふりクリアリングにおいては、一般振替DVP制度を円滑に運用するために、DVP参加者が資金決済不履行を発生させた場合に、当日の資金決済を完了させる流動性資金の一部として、流動性供給銀行1行が破綻した場合であっても必要な資金流動性を確保できるよう、取引銀行5行との間にコミットメントライン契約（総額600億円）を締結しています。

なお、当事業年度末における借入金の実行残高はありません。

(3) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

項 目	第 22 期 (2023年3月期)	第 23 期 (2024年3月期)	第 24 期 (2025年3月期)	第 25 期 (2026年3月期)
営 業 収 益(百万円)	22,551	23,659	23,589	25,970
営 業 利 益(百万円)	5,669	6,260	4,068	6,773
経 常 利 益(百万円)	5,675	6,275	4,127	6,934
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	3,888	4,332	2,911	4,828
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	457,505.03	509,691.78	342,507.20	568,076.10
総 資 産(百万円)	138,225	133,223	112,628	119,361
純 資 産(百万円)	67,707	71,020	72,911	76,720

(本事業報告に記載の比率の表示については、表示単位未満の端数を四捨五入し(Ⅱ.4.の表中の持株比率を除きます。)、それ以外の数字については、表示単位未満の端数を切り捨てています。)

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,254	流動負債	5,092
現金及び預金	44,411	営業未払金	1,649
営業未収入金	4,313	未払金	408
前払費用	499	未払費用	85
その他	31	未払法人税等	1,549
貸倒引当金	△0	未払消費税等	512
固定資産	32,192	預り金	270
有形固定資産	2,395	賞与引当金	559
建物及び建物付属設備	1,046	役員賞与引当金	43
工具器具及び備品	1,349	その他	13
無形固定資産	27,127	固定負債	1,433
ソフトウェア	8,876	退職給付引当金	1,433
ソフトウェア仮勘定	18,235	負債合計	6,525
電話加入権	15	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,669	株主資本	74,920
関係会社株式	620	資本金	4,250
長期前払費用	370	資本剰余金	4,250
繰延税金資産	865	資本準備金	4,250
長期差入保証金	810	利益剰余金	66,420
破産更生債権等	2	その他利益剰余金	66,420
その他	1	別途積立金	61,800
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	4,620
資産合計	81,446	純資産合計	74,920
		負債及び純資産合計	81,446

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		24,894
販売費及び一般管理費		18,950
営業利益		5,943
営業外収益		
受取利息	49	
受取配当金	322	
その他	121	493
営業外費用		0
経常利益		6,437
税引前当期純利益		6,437
法人税、住民税及び事業税	1,964	
法人税等調整額	△109	1,854
当期純利益		4,582

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	4,250	4,250	4,250
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	-
別 途 積 立 金 の 積 立	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	4,250	4,250	4,250

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金			株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	60,100	2,758	62,858	71,358	71,358
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	△1,020	△1,020	△1,020	△1,020
別 途 積 立 金 の 積 立	1,700	△1,700	-	-	-
当 期 純 利 益	-	4,582	4,582	4,582	4,582
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,700	1,862	3,562	3,562	3,562
当 期 末 残 高	61,800	4,620	66,420	74,920	74,920

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び建物付属設備 8～50年

工具器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は、株式等振替業務、短期社債振替業務、一般債振替業務、投資信託振替業務、決済照合業務、外国株券等保管振替決済業務及び当該業務に附帯又は関連する業務を運営しており、収益は役務の提供に該当する振替等に関連する手数料から構成されております。顧客への役務提供時点において当社の履行義務が充足されるため、当該時点で受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(貸借対照表に関する注記)

1	有形固定資産の減価償却累計額	2,965百万円
2	関係会社に対する金銭債権・債務	
	短期金銭債権	76百万円
	短期金銭債務	157百万円
3	当座貸越契約	
	当社は、機動的な資金調達を行うため、取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。	
	これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、以下のとおりであります。	
	当座貸越契約極度額の総額	7,000百万円
	借入実行残高	—
	差引額	7,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1	関係会社との取引	
	営業収益	513百万円
	販売費及び一般管理費	200百万円
	営業外取引	341百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1	当事業年度末の発行済株式の種類及び総数	
	普通株式	8,500株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	1,020	120,000	2025年3月31日	2025年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,020	120,000	2026年3月31日	2026年6月1日

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	86百万円
賞与引当金	176百万円
未払事業所税	4百万円
未払社会保険料	27百万円
退職給付引当金	451百万円
システム開発研究費	116百万円
その他	3百万円
繰延税金資産合計	<u>865百万円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱ほふりクリアリング	東京都中央区	1,000	金融商品債 務引受業等	所有 直接100%	兼任 6名	計算事務 の受託	計算事務の 受託	509	営業未 収入金	63

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等
一般取引条件及び市場価格等を勘案し、決定しております。

2 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	㈱日本証券 クリアリング 機構	東京都 中央区	9,580	金融商品債 務引受業等	—	兼任 1名	手数料 収入	手数料収入	1,510	営業未 収入金	149
	㈱JPX総研	東京都 中央区	1,000	ソフトウェ アの設計、 開発保守等	—	—	システ ムの開 発・運 用・保 守	システム等 維持関連費 の支払	2,320	営業未 払金	334
								ソフトウェ アの購入	44	未払金	2

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	8,814,222.69円
2	1株当たり当期純利益	539,136.84円

(収益認識に関する注記)

- 1 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記（項番4）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	87,766	流動負債	41,208
現金及び預金	46,822	営業未払金	1,678
営業未収入金	4,424	未払金	408
前払費用	500	未払法人税等	1,742
参加者基金特定資産	35,968	未払消費税等	559
その他	51	賞与引当金	593
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	43
固定資産	31,595	預り参加者基金	35,968
有形固定資産	2,395	その他	215
建物及び建物付属設備	1,046	固定負債	1,433
工具器具及び備品	1,349	退職給付に係る負債	1,433
無形固定資産	27,127	負債合計	42,641
ソフトウェア	8,876	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	18,235	株主資本	76,720
その他	15	資本金	4,250
投資その他の資産	2,071	資本剰余金	4,250
長期前払費用	370	利益剰余金	68,220
繰延税金資産	888	純資産合計	76,720
長期差入保証金	810	負債及び純資産合計	119,361
破産更生債権等	2		
その他	1		
貸倒引当金	△1		
資産合計	119,361		

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		25,970
販売費及び一般管理費		19,196
営業利益		6,773
営業外収益		
受取利息	49	
参加者基金信託運用益	76	
その他	101	228
営業外費用		
コミットメントフィー	59	
参加者基金信託運用報酬	8	
その他	0	68
経常利益		6,934
税金等調整前当期純利益		6,934
法人税、住民税及び事業税	2,220	
法人税等調整額	△114	2,105
当期純利益		4,828
親会社株主に帰属する当期純利益		4,828

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当 期 首 残 高	4,250	4,250	64,411	72,911	72,911
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△1,020	△1,020	△1,020
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	4,828	4,828	4,828
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,808	3,808	3,808
当 期 末 残 高	4,250	4,250	68,220	76,720	76,720

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社ほふりクリアリング

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び建物付属設備	8～50年
工具器具及び備品	4～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、株式等振替業務、短期社債振替業務、一般債振替業務、投資信託振替業務、決済照合業務、外国株券等保管振替決済業務、金融商品債務引受業及び当該業務に附帯又は関連する業務を運営しており、収益は役務の提供に該当する振替等に関連する手数料から構成されております。顧客への役務提供時点において当社グループの履行義務が充足されるため、当該時点で受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に充てるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を計上しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額 2,965百万円

2 一般振替DVP制度における決済の安全性確保に係る資産・負債等

当社の連結子会社である株式会社ほふりクリアリングは、一般振替DVP制度における決済の安全性を確保するため、同社の業務方法書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下同じ。）第156条の7第1項に掲げる業務方法書をいう。以下同じ。）に基づき、同社が行う金融商品債務引受業等の相手方となるための資格を同社が付与した者（以下「DVP参加者」という。）から、参加者基金及び担保指定証券の預託を受けております。

株式会社ほふりクリアリングは、DVP参加者から預託された参加者基金及び担保指定証券を、金融商品取引法第156条の11に規定する清算預託金として、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第76号）第18条及び同社の業務方法書の規定に基づき、他の財産と区分して管理しております。

(1) 参加者基金特定資産及び預り参加者基金

一般振替DVP制度では、株式会社ほふりクリアリングがDVP参加者から清算対象取引に基づく債務を引き受けると同時に、当該DVP参加者が株式会社ほふりクリアリングによって引き受けられた債務と同一の内容の債務を新たに同社に対して負担することになります。

そこで、株式会社ほふりクリアリングでは、DVP参加者の債務の履行を確保するため、DVP参加者に、同社の業務方法書等により定めた所要額以上の額の参加者基金の預託を義務付けております（当連結会計年度末現在における参加者基金所要額の総額は15,000百万円となっています。）。同社は、DVP参加者に一般振替DVP決済に係る参加者決済額支払債務の不履行が生じた場合には、この参加者基金を他のDVP参加者に対する同社の債務の履行のために使用するものとしています。

また、預託された参加者基金は、同社の業務方法書の規定に基づき、金銭信託として運用されています。

なお、その評価方法はその他有価証券に準じた処理（時価のないもの：原価法）によるしております。

以上の諸点を踏まえ、当該参加者基金に係る資産・負債については、その目的を付した科目（資産については参加者基金特定資産、負債については預り参加者基金）により表示しております。

(2) 担保指定証券

一般振替DVP制度では、株式会社ほふりクリアリングに対する債務の履行を確保するため、DVP参加者が、同社が業務方法書等において指定する有価証券（以下「担保指定証券」という。）を、同社に預託できるものとしています。

株式会社ほふりクリアリングは、DVP参加者が同社に対する債務を履行しなかったときに、当該DVP参加者から預託された担保指定証券について、有価証券市場における売却その他同社が適当と認める方法による処分等を行うことができます。

なお、当連結会計年度末における担保指定証券残高に係る時価は37,184百万円となっています。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 8,500株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	1,020	120,000	2025年3月31日	2025年6月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,020	120,000	2026年3月31日	2026年6月1日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定しております。

営業未収入金については、証券決済制度における取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの方針に基づき財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

参加者基金は、一般振替DVP制度における決済の安全性を確保するための資産及び負債であります。

営業未払金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金（定期預金含む）、営業未収入金及び営業未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 参加者基金特定資産	35,968	35,968	—
(2) 預り参加者基金	(35,968)	(35,968)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 参加者基金特定資産 (2) 預り参加者基金

一般振替DVP制度における決済の安全性を確保するための資産及び負債であり、時価は帳簿価額によっております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 1株当たり純資産額	9,025,884.97円
2 1株当たり当期純利益	568,076.10円

(収益認識に関する注記)

1 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（項番3(3)) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年 5月21日

株式会社証券保管振替機構
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	智
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高島	稔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構の2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社証券保管振替機構
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	智
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高島	稔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社証券保管振替機構及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社証券保管振替機構 監査委員会

監 査 委 員 飯 村 修 也 ㊞

監 査 委 員 川 村 雄 介 ㊞

監 査 委 員 高 村 慎 ㊞

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役です。

以 上